

秩父市聖地公園条例施行規則 別表(第14条関係)

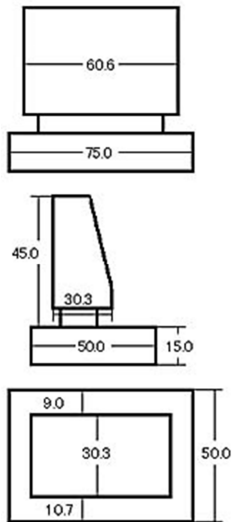
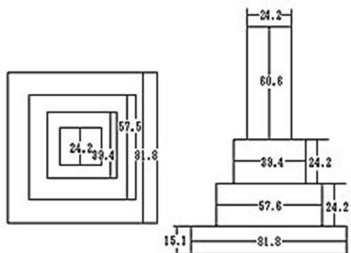
(平成17年4月1日秩父市規則第137号)

墓所施設等の基準

種 別		高さ(メートル)						緑地(平方メートル)	
		盛土又は 縁石	囲障	墓碑	形像類	その他工 作物	樹木		
普通墓所	第1種又は第2種	0.15以内	0.3以内	0.6以内	0.6以内	0.6以内	0.75以内	—	
	第3種	和式	0.3以内	0.6以内	1.24以内	1.2以内	1.2以内	1.6以内	3.2
					0.6以内	0.75以内	0.75以内	0.9以内	3.3
	第4種	和式	0.5以内	1以内	2以内	2以内	2以内	3以内	4
		洋式			1.07以内				
	第5種		0.8以内	1.5以内	3以内	2.5以内	2.5以内	3.5以内	9
第6種		12							
芝生墓所		—	—	0.6以内	—	0.6以内	—	—	

備考

- 墓所施設等の高さの測定基準点は、墓所前の園路面とする。ただし、墓碑の高さの測定基準点は、盛土又は縁石面とする。
- 囲障は、第1種又は第2種の普通墓所においては既設の境界の内側に設置することができる。
- 普通墓所における墓碑は、左右隣接境界線との中央に、正面を園路に対して平行に設置するものとし、その最下段の台石背部と背後境界線との間隔は、次に掲げる墓所の奥行及び種別の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。
 - 奥行2メートル又は3メートルの墓所 0.3メートル
 - 奥行4メートルの緑地付洋式墓所 1.65メートル
 - 奥行4メートルの緑地付和式墓所 1.6メートル
 - 奥行5メートルの緑地付墓所 2メートル
- 墓碑の設置は、墓所1区画につき1基までとする。
- 墓碑の標準規格(その単位は、センチメートルとする。)は、次のとおりとする。

<p>第1種から第3種までの普通墓所及び芝生墓所に設置する洋式墓碑</p>	 <p>※ 仕上がり寸法です。</p>
<p>第3種の普通墓所に設置する和式墓碑</p>	 <p>※ 仕上がり寸法です。</p>

- 6 墓誌は、墓碑正面の左右のいずれかに設置するものとし、その高さ及び幅は、墓碑の大きさを超えてはならない。
- 7 卒塔婆立ては、墓碑の後部の左右隣接境界線との中央に、墓碑と平行に設置するものとし、その高さ及び幅は、墓碑の大きさを超えてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、第1種又は第2種の普通墓所において墓碑の後部の囲障内に設置することができる。
- 8 灯籠は、市長が特に認めた場合に限り、第1種から第3種までの普通墓所における囲障の親柱の上部に設置できるものとし、その高さは、墓碑の高さを超えてはならない。
- 9 墓所には、上屋類、板塀及び竹垣を設けることができない。
- 10 緑地は、墓所の背後に設けるものとする。
- 11 緑地には、卒塔婆立て及び基準範囲内の樹木以外は設置することができない。ただし、自然石、石材加工品等で樹木に代わるものとして市長が認めたものは、この限りでない。
- 12 芝生墓所には、墓碑、花立て及び香立て以外のものを設置することができない。ただし、高さが0.6メートル以下であり、かつ、幅が墓碑の幅を超えない卒塔婆立て(市長が指定する場所に設置する場合には、その材質はステンレス製とする。)は、墓碑の背後に設置することができる。
- 13 普通墓所における墓碑、囲障又は境界線の土留工事の施工に当たっては、地面をよく地固めし、墓碑、囲障等が傾倒し、又は沈下しないよう0.15メートル以上ハツリ石、栗石等を入れ、捨コンクリートを打つ等の処置をするものとする。
- 14 この表及び前各項に定めるもののほか、墓所施設等の基準は、市長が別に定める。
- 15 公共事業等により移転し、又は改葬する場合その他市長が特別の事情があると認めた場合は、この基準によらないことができる。